

議第 67 号 王滝村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本改正は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

現在、村内において放課後児童健全育成事業を行っている事業者はありませんが、本条例は民間事業者等が放課後児童健全育成事業を開始及び運営される場合に、村が審査をする基準となるもので、法律等の改正に伴い関係条文を整備するものです。

**【放課後児童健全育成事業】**

通称「放課後児童クラブ」（所管：厚生労働省）

保護者の就労や疾病等の理由により、放課後や休日昼間など保護者が家庭にいない小学生に対し、小学校の余裕教室や公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

**【改正のポイント】**

- （1）児童の安全確保の強化
- （2）虐待対応の強化
- （3）業務継続計画の策定の追加
- （4）感染症及び食中毒予防等に係る規定の追加

議第67号

王滝村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

王滝村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年王滝村条例第26号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月18日提出

王滝村長 越原道廣

令和7年12月 日議決

王滝村議会議長 下出謙介

(別紙)

王滝村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案)

王滝村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年王滝村条例第26号) の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。) を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

王滝村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><b>第6条の2</b> <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><b>第6条の3</b> <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><b>第12条</b> <u>放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><b>第12条の2</b> <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災</u></p>	<p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><b>第12条</b> <u>放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p><b>第13条</b> （略）</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p><b>第13条</b> （略）</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>